比布町国民健康保険後発医薬品使用促進計画

１．後発医薬品の利用状況と目標設定について

　　後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっており、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものです。

　このため、厚生労働省では平成２５年４月に「後発医薬品の更なる使用促進のためのロードマップ」を策定し、平成３０年度から平成３２年度までの間のなるべく早い時期に80％以上を達成するものとして新たな数量シェア目標を定めました。

　本町においても、国の指針に基づき、以下の具体的な目標を掲げ、より一層の後発医薬品の使用を促進するための施策に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | | 実績値 | | 目標値 | | | |
| 年　度 | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 数量シェア（年間平均；％） | | 71.6 | 78.4 | 80.0 | 80.0 | 80.5 | 80.5 |
| 後発品への切り替効果額(千円) | | ,284 | 467 | 390 | 390 | 400 | 400 |
|  | 35～64歳 | 59 | 207 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 65～74歳 | 225 | 260 | 240 | 240 | 250 | 250 |

※上記実績値は、北海道国保連合化で提供を受けた「数量シェア集計表」及び「差額通知書効果集計表」より抽出

２．後発医薬品の利用促進に向けた施策の実施について

　次の施策について継続して取り組みます。

　（１）被保険者への普及啓発活動

　　　①後発医薬品差額通知の実施

　　　　被保者へ年３回の通知の実施（平成29年度に、年２回から３回へ増）

　　　②後発医薬品使用希望の意思表示シールの配布

　　　　国保制度周知にあわせ、各世帯にシールの全戸配布を実施（平成26年度より実施）

　　　　新規国保加入者には保険証と同時に配布

　　　③その他の周知

　　　　広報誌及び町ホームページによる記事を掲載し、普及に向けて周知を行う

　　　　特定検診実施日にあわせ、後発医薬品希望シール設置と周知用チラシ作成・掲示

　（２）関係機関への協力依頼

　　　①町内医療機関及び薬局への後発医薬品推奨の依頼

　　　②特定検診及び保健指導に際し、投薬治療者に対して後発医薬品の説明